

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL: 861-6901
FAX: 862-4564

国民年金保険料
が払えない。
そんなときは…

免除制度をご利用ください。

平成30年度 国民年金保険料 申請免除・ 納付猶予の受付が始まります。

7月2日(月)から受付開始



「最近仕事をやめました。納めたいけど、今は厳しい。」「夫婦2人の保険料を納めるのは難しい。何かよい方法はないかな?」

免除
制度

「学校を卒業したけど、仕事についていないんだ。収入は少ないしこれ以上親に負担をかけられないよ。」

猶納
予付

自分にあった
免除制度について
次のページをご覧ください

保険料が納められないからといって、そのままにいませんか?

未納のまま放っておくと、いざというときに年金が受けられなくなってしまいます。保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では大きく異なります。あなたの年金を守るためにも、免除制度を利用しましょう。



何もせず
放置(未納に)
すると

保険料の未納が続くと、年金が受けられなくなる場合があります。

こんなに違う、未納と免除

		免 除	納付猶予/学生納付特例	未 納
老後のための 老齢基礎年金	の受け取る年金額に	△ 減額されるが計算される	× 計算されない	× 計算されない
	の受給資格期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 算入されない
もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金	の納付要件期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 算入されない

★保険料を納められない人は、免除申請をしましょう。★給付については4ページをご覧ください。

★保険料の未納があって、現在納付できる方は後納制度をご利用いただけます。3ページをご覧ください。

※「国民年金のお知らせ」は、年金制度を広く、わかりやすくお知らせすることを目的としています。くわしくは国民年金グループまでお問い合わせください。

免除制度

免除制度には「法定免除」と「申請免除」があります。

ただし、第2号被保険者(厚生年金、共済年金加入者)、第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者)、学生納付特例対象者、任意加入被保険者は対象外です。

★法定免除：届け出ると免除になる制度

■対象となる人：生活保護法の生活扶助を受けている人や障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている人など

★申請免除：申請して認められると免除になる制度(全額免除・一部免除)

■対象となる人：

- ①前年所得(収入)のない人、または少ない人(下の「所得の目安」を参照ください)
- ②障がい者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人
- ③退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人(「特例免除」といいます。)

退職(失業)や休廃業などで納付が困難な方へ～特例免除について～

免除申請する本人や配偶者、世帯主に退職(失業)などの事実がある場合は、**特例免除**の対象になります。
退職(失業)や休廃業などによる特例免除は、通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職(失業)や休廃業などがあつた方の所得を除外して審査を行い、認められると保険料納付が免除されるものです。退職日の属する月の前月から特例免除の申請ができます。ただし、退職(失業)した時期により特例免除の申請が可能な期間が異なりますので、詳しくは国民年金グループまでお問い合わせください。



免除の種類

- 全額免除** 保険料の金額(16,340円)が免除になります。
- 一部免除**
 - 4分の3免除→保険料の4分の3が免除 納付すべき保険料(残り4分の1…4,090円)
 - 半額免除→保険料の半額が免除 納付すべき保険料(残り半額…8,170円)
 - 4分の1免除→保険料の4分の1が免除 納付すべき保険料(残り4分の3…12,260円)

❗一部免除の場合、「納付すべき保険料」を2年以内に納付しなければ、免除ならず、未納となりますので、ご注意ください。

■所得審査の対象となる人：本人、配偶者、世帯主の3人

世帯主の所得が高く、免除が該当しない人は…



納付猶予制度

50歳未満であれば、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の2人の所得で判定!!(免除制度と所得の目安(全額免除)や手続きは同じ)

【所得の目安】～下記表示金額以下の方が対象～

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (228万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (295万円)

※金額は目安であり、家族構成・扶養・控除状況により異なります。 ()は給与収入ベース

老齢基礎年金の計算(未納や免除の期間がある場合)

$$779,300円 \times \left[\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{月数} \times \frac{1}{2}} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times \frac{1}{2}}{\text{月数} \times \frac{5}{8}} + \frac{\text{半額納付月数} \times \frac{2}{3}}{\text{月数} \times \frac{3}{4}} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{\text{月数} \times \frac{7}{8}} \right] \times 480\text{月}(40\text{年})$$

全額免除、一部納付の見方：平成21年3月以前の保険料免除期間、平成21年4月以後の保険料免除期間

手続き

平成30年度の免除・納付猶予の申請は、 7月2日受付開始!!

免除対象となる期間：平成30年7月から来年6月まで

●前年度に「全額免除または納付猶予の継続申請」が認められている方は、年金事務所から、継続審査の結果が通知されます。

7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

●申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末までに申請することをおすすめします。

過去2年1ヶ月分まで申請できます。平成30年7月から8月1日までなら、平成28年6月以降の免除申請が可能です。申請はお早めに!!

手続きに必要なものは?

免除は所得で判定しますので、所得が申告されていることが必要です。

●年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等) ●身分証明書 ●印鑑(認め印可)

本人・配偶者・世帯主のなかに、次の条件に該当する人がいる場合

●平成28年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方(特例免除対象者) 離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。



受付場所・受付時間

那覇市役所本庁舎1階11番(国民年金)窓口にて、平日の午前8時30分～午後5時15分まで受付。

※支所では受付できません!!

混雑が予想されますので、午後4時45分までに窓口へお越しください。

受け取る年金額を満額に近づけるためには…

追納

免除制度や納付猶予制度の承認を受けた人

免除や納付猶予などを受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

そこで、免除や納付猶予期間の保険料は10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。また、3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきます。

後納

過去5年間に保険料の納め忘れ(未納)がある人

平成30年9月28日(金)

までは、年金事務所申込みができます。ただし、時効により納付できなかった保険料が納付できるのは9月30日までです。

ご利用を考えている方は、お早めに年金事務所にお問い合わせください。

追納・後納について、くわしくは年金事務所へお問い合わせください。
那覇年金事務所 国民年金課 TEL:098-855-1111

20歳前からの傷病で障害基礎年金を受給されている方へ

所得状況届の提出は7月31日まで

20歳前に初診日のある傷病により障害基礎年金を受給されている方は、7月31日までに、所得状況届を住所地の市区町村へ提出する必要があります。

7月上旬には所得状況届(障害状態確認届等)がご自宅に届きますので、7月31日までに提出されますようお願い致します。

提出が遅れた場合、いったん、受給中の年金が止まる場合がありますので早めの提出をお願い致します。

病气やケガで障がいが残ったら 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病气やけがによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。

受給には、一定の納付要件※を満たす必要があります。
(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)

※納付要件について

(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

① 3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

② 直近の1年間要件

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

障害基礎年金の額(平成30年度)

1級障害 974,125円
2級障害 779,300円

大事な働き手を亡くしたとき 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中の方、または加入していた方で60歳から65歳未満の方(いずれも一定の納付要件が必要)、または保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害のある20歳未満の子。
※納付要件とは、上の障害基礎年金の場合と同じです。
初診日を亡くなった日と読み替えてください。

遺族基礎年金の額(平成30年度)

配偶者が受ける場合		子が受ける場合	
子が1人いる配偶者	1,003,600円	子が1人のとき	779,300円
子が2人いる配偶者	1,227,900円	子が2人のとき	1,003,600円

老後の安心 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには10年以上の受給資格期間が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。

老齢基礎年金の額(平成30年度) 満額 779,300円

上の年金額は、20歳から60歳までの40年間すべての期間の保険料を納めた場合の年金額(満額)です。保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。

納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。



第1号被保険者の死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料納付済期間が36月以上(一部納付の場合は月数が変わります)あり、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられます。

保険料納付済期間	一時金の額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料を36月以上納めていたときは、8,500円加算されます。
※遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。
※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。

※くわしくは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ(本庁舎1階11番窓口)にてご相談ください。TEL:861-6901 FAX:862-4564